

2 居住誘導区域の区域外における行為の届出

居住誘導区域（別紙図面を参照）の区域外において、次のような住宅に関する行為を行う場合には、都市再生特別措置法第88条第1項に基づき、工事に着手する30日前までに市長への届出が必要です。

なお、都市再生特別措置法施行令第27条に規定される軽易な行為等は、届出は不要です。

【届出が不要な軽易な行為】

○「仮設住宅」又は「農林漁業を営む方のための住宅」の建築を目的とする開発行為

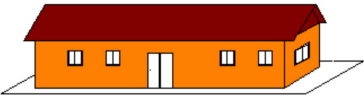
○「仮設住宅」又は「農林漁業を営む方のための住宅」の新築

○建築物を改築し、又はその用途を変更して「仮設住宅」又は「農林漁業を営む方のための住宅」にするもの

(1) 開発行為の場合

- ①対象となる行為
- 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為

○1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

表 届出の有無の例	
開発行為の例	届出の有無
(例1) 3戸の開発行為 	必要
(例2) 1,300㎡、1戸の開発行為 	必要
(例3) 800㎡、2戸の開発行為 	不要

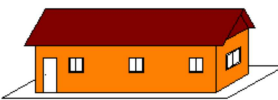
- ②提出書類
- 届出書（様式1）

○添付書類
 - ・位置図（縮尺 2,500 分の1 以上）
 - ・現況図（縮尺 1,000 分の1 以上）
 - ・設計図（土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図）（縮尺 500 分の1 以上）
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図等）

(2) 建築行為の場合

- ①対象となる行為
- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

○建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合

表 届出の有無の例	
開発行為の例	届出の有無
(例1) 3戸の建築行為 	必要
(例3) 1戸の建築行為 	不要

- ②提出書類
- 届出書（様式2）

○添付書類
 - ・位置図（縮尺 2,500 分の1 以上）
 - ・配置図（縮尺 100 分の1 以上）
 - ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 100 分の1 以上）
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図等）

(3) 届出の内容を変更する場合

- ①提出書類
- 届出書（様式3）

○添付書類
 - ・上記「(1) 開発行為の場合」又は「(2) 建築行為の場合」に示すものと同じ